

第3回 田中昌人記念学会賞

2014年3月1日（土）に開催された大学評価学会第11回会員総会において、下記の2名に授与されることが発表された（なお、授賞式は2014年6月に開催する第43回研究会で行われる予定である）。

【受賞者と受賞論文】

石井 拓児（愛知教育大学）

（2012）「第8章 教育における公費・私費概念——その日本の特質」（pp.339-377）

田中 秀佳（帝京短期大学）

（2012）「第10章 私費負担軽減運動の歴史と到達点——教育財政の民主主義的・教育専門的統制」（pp.416-454）

いずれも、世取山洋介・福祉国家構想研究会編（2012）『シリーズ新福祉国家構想2 公教育の無償性を実現する——教育財政法の再構築』大月書店（全495頁）所収。

【受賞理由】

対象論文は、体系的な福祉国家政策のグランドデザインを示すことを目的として、福祉国家構想研究会により行われた共同研究の一環である。そのため、福祉・医療・保育・職業訓練など、諸領域における権利保障との関連を意識しながら当該分野の改革構想を示すという同研究会のスタンスは、本共同研究にも貫かれている。

このような共同研究の中で、石井・田中両氏の論文は重要な位置を占めている。すなわち、石井論文は、高等教育を含む教育財政研究が共通認識としなければならない概念上の整理、および論点を提示し、教育財政の「国家負担限界説」を乗り越える基本的な方向を示した。田中論文は、日本における公教育無償化の経緯を国民運動との関わりからの観点から整理し、教育条件整備要求が、評価と了解、自己決定のプロセスを含んで形成・展開されてきたことを示した。両氏の研究成果は、国際人権法が政府に公教育無償化義務を課すものでありながらも、高等教育の無償化のとりくみが著しく遅れてきた日本の教育財政制度・研究上の問題点を明らかにし、それらを克服する筋道が社会の現実の中に存在することを明確にしたものだと高く評価できる。

本学会は、創立以来、教育費の高い私費負担が国民の学ぶ権利を阻害していることを重大な問題と考え、高等教育の無償化問題を継続して重点課題として扱ってきた。また、個別の大学はもとより、国家及び自治体経営（行政・施策）の目的も人間の発達保障問題であるとの提起を行ってきた。こうした学会の基本姿勢とも合致する成果を、教育財政制度・政策・運動研究の分野で挙げた両氏の業績は、第3回田中昌人章受賞にふさわしいものと、審査委員一同判断する。